

新潟市不妊治療費助成事業に関するQ&A

R7. 6. 1現在

N0	質問事項	回答	カテゴリー
1	この助成の概要について	令和4年度から不妊治療が保険適用になりました。この助成事業では、保険診療で受けた一般不妊治療（タイミング法・人工授精）、生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）及び保険診療の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった費用の一部を助成します。	制度の概要
2	助成対象になる保険診療の不妊治療はありますか。	【一般不妊治療】 ・タイミング法：排卵のタイミングに合わせて性交を行うよう指導する。 ・人工授精：精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る技術。 主に、夫婦の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。 【生殖補助医療】 ・体外受精：精子と卵子を採取した上で体外で受精させ（シャーレ上で受精を促すなど）、子宮に戻して妊娠を図る技術。 ・顕微授精：体外受精のうち、卵子に注射針等で精子を注入するなど人工的な方法で受精させる技術。 ・男性不妊の手術：射精が困難な場合に、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する技術（精巣内精子採取術（TESE））等。 →顕微授精につながる。 ※治療内容、医薬品について、保険診療になるかは、主治医にご確認ください。 ※保険薬局で投薬された費用（院外処方の薬代）も助成の対象になります。	制度の概要
3	助成対象になる先進医療はありますか。	保険診療と併用して実施された先進医療が対象となります。現時点で対象となる先進医療は、以下の13種類です。 1. 子宮内膜刺激術（SEET法） 2. タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養（タイムラプス） 3. 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） 4. ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICS1） 5. 子宮内膜受容能検査1（ERA） 6. 子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE） 7. 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI） 8. 二段階胚移植術 9. 子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ検査） 10. 子宮内膜受容能検査2（ERPeak） 11. 膜構造を用いた生理学的精子選択術 12. タクロリムス経口投与療法 13. 着床前胚異数性検査（PGT-A） 今後新たな治療・技術が先進医療として追加される場合があります。先進医療の最新情報については、厚生労働省のHPをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan03.html	制度の概要
4	助成対象となる要件はなんですか。	次の要件を満たすことが必要になります。 1. 申請日時点で夫婦である（事実婚を含む） 2. 申請日時点で新潟市に住民登録がある（夫、妻のそれぞれに助成可） 3. 保険診療で受けた不妊治療または保険診療と併用した先進医療 4. 上記3の不妊治療は、令和7年4月1日以降に実施したものである（令和7年度の要件） 5. 助成対象となる治療は、他の地方公共団体で助成を受けていない	制度の概要
5	助成金の金額（上限額）はいくらですか。	対象となる治療に要した医療費及び保険薬局で投薬された費用の自己負担額の1/2を助成します。 【保険診療で受けた一般不妊治療及び生殖補助医療】 対象者1人に対して1年度あたり上限4万円 【保険診療と併用した先進医療】 対象者1人に対して1年度あたり上限3万円	制度の概要
6	助成を受けるにあたって制限はありますか。 （年齢・助成回数・所得）	年齢や助成回数に制限はありませんが、体外受精・顕微授精は、保険適用について以下の要件（制限）があります。 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満 ・初めての治療開始日時点で妻の年齢が40歳未満の方：6回 ・初めての治療開始日時点で妻の年齢が40～42歳の方：3回 所得制限はありません。	制度の概要

新潟市不妊治療費助成事業に関するQ&A

R7. 6. 1現在

NO	質問事項	回答	カテゴリー
7	申請回数について	1年度につき1回になります。 上限額（No. 5を参照）を超えた場合は、速やかに申請をお願いします。	制度の概要
8	申請の締切りについて	治療を受けた年度の年度末（3月31日）までに申請してください。 治療が継続している場合でも、年度末までに申請できるように、いったん区切って申請してください。体外受精や顕微授精を行っているなど、一連の治療の途中でも、年度ごとの申請です。 医療機関等の受診証明書や高額療養費や付加給付を申請していることで関係書類が、年度末までに間に合わない場合は、新潟市こども家庭課まで必ず電話またはメールでご連絡ください。 【こども家庭課】 電話：025-226-1205、E-mail：kodomok@city.niigata.lg.jp ※申請書（別記様式1号）は、申請期限（3月31日）までに届くように、新潟市こども家庭課にメールまたは郵送にて提出してください。	制度の概要
9	申請期限を過ぎた書類の提出について	事前に、新潟市こども家庭課に連絡をし、申請書用紙のみ提出していた方（No. 8を参照）で、添付書類が全て揃った場合は、すみやかに電子申請または、郵送で申請してください。電子申請の場合は、再度、申請書内容の入力が必要です。	制度の概要
10	どこに住んでいても申請は可能ですか。	申請時点で夫婦のうちいずれかが、新潟市に住民登録している場合は、申請が可能です。ただし、助成の対象は、申請時点で新潟市に住民登録している方です。	助成対象者
11	夫婦別々の都道府県・市町村に住んでいます。申請は可能ですか。	夫婦別居の場合でも申請可能です。ただし、助成の対象は、申請時点で新潟市に住民登録している方です。	助成対象者
12	未入籍の事実婚夫婦です。申請は可能ですか。	事実婚の夫婦の方も申請可能です。申請の際は、夫婦それぞれの戸籍抄本と事実婚関係に関する申立書の提出が必要です。	助成対象者
13	外国籍の夫婦です。申請は可能ですか。	外国籍の夫婦の方も申請可能です。 婚姻関係が確認できない場合は、申請の際に、結婚証明書等婚姻関係を確認できる書類の提出が必要です。（No. 40を参照）	助成対象者
14	交付申請額（助成額）がわかりません。	医療機関や保険薬局にて作成してもらった受診証明書の「ア 保険診療分の自己負担額」、「イ 先進医療に係る自己負担額」の欄に書かれているそれぞれの金額（保険薬局で投薬を受けた費用も含む）の1/2が交付申請額（助成額）になります。 アの保険診療分の自己負担額の1/2の金額が、4万円より少ない場合、その金額が助成額となり、4万円を超える場合、助成額は4万円となります。 イの先進医療に係る自己負担額の1/2の金額が、3万円より少ない場合、その金額が助成額となり、3万円を超える場合、助成額は3万円となります。 ※高額療養費制度が該当になる場合は、そちらが優先になります。高額療養費や付加給付後の本人負担額の1/2が助成額になります。（No. 15を参照）	助成金額
15	高額療養費制度や付加給付について	高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付を自己負担額から控除します。 なお、高額療養費制度や付加給付については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。	他制度との関係
16	この助成を受けても、医療費控除は受けられますか。	医療費控除については、管轄する税務署にお問い合わせください。	他制度との関係
17	他の自治体で、同様な助成金を受けたことがあります。申請できますか。	他の自治体ですでに助成を受けた治療は、申請することはできません。	他制度との関係
18	民間の生命保険（医療保険）で、保険金を受給しました。助成申請可能ですか。	申請できます。民間の生命保険（医療保険）の保険金は他の自治体からの助成には含まれません。	他制度との関係
19	先進医療とは何ですか。	先進医療とは、将来的な保険給付を前提として、保険給付の対象とすべきかどうか有効性及び安全性の観点において評価段階にある、高度の医療技術を用いた治療のことです。先進医療は保険診療ではありませんが、保険診療の治療と併用して実施する場合があります。先進医療の実施機関として厚生労働省地方局へ届出又は承認されている医療機関で、保険診療と併用して先進医療を受ける場合は、保険診療は3割負担で受けることができます。	対象となる治療

新潟市不妊治療費助成事業に関するQ&A

R7. 6. 1現在

NO	質問事項	回答	カテゴリー
20	No. 3の回答で示された13種類の先進医療一覧に掲載されていない、新たな先進医療を受けました。助成対象になりますか。	厚生労働省から先進医療として告示される前に当該の治療を受けた場合は、助成対象になりません。（No. 3を参照）	対象となる治療
21	先進医療はどこで受けてもいいですか。	先進医療の実施機関として厚生労働省地方局へ届出又は承認されている医療機関で受けてください。その際、保険診療で行われた不妊治療と併用して実施された先進医療だけが、助成の対象となります。 先進医療を実施している医療機関の一覧は、厚生労働省HPにてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan02.html	対象となる治療
22	自己負担で不妊治療をし、先進医療を併用しました。助成対象になりますか。	助成対象になりません。保険診療で実施される不妊治療に併せて行われる先進医療についてのみ、助成の対象となります。	対象となる治療
23	保険診療で不妊治療をし、先進医療も併用しました。どちらも助成の対象になりますか。	保険診療で実施した不妊治療、保険診療に併用した先進医療のそれぞれに助成します。 保険診療で実施した不妊治療は、1年度あたり上限4万円 保険診療と併用した先進医療は、1年度あたり上限3万円 （No. 5、No. 14を参照）	対象となる治療
24	助成の対象にならない費用はありますか。	不妊治療に直接関係のない各費用については助成の対象外となります。 例）入院時の食事代、差額ベッド代、文書料、統合医療（鍼灸治療・マッサージ・サプリメント等）にかかる費用など	対象となる治療
25	いつの治療から申請が可能ですか。	4月1日以降に受けた治療から対象となります。 （当該年度内の治療が対象となります。）	対象となる治療
26	4月1日以前からの治療を継続している場合、4月1日以前の治療も助成対象になりますか。	4月1日以降に受けた治療から対象となるため、対象外です。 （当該年度内の治療が対象となります。）	対象となる治療
27	夫以外の第三者の精子、卵子を用いて治療を行いました。助成対象になりますか。	助成対象外です。	対象となる治療
28	夫婦の受精卵を、妻以外の第三者の子宮に移植して治療を行いました。助成対象になりますか。	助成対象外です。	対象となる治療
29	体外受精や顕微授精を行っている場合、「一連の治療」が終了した後に、申請となりますか。	申請は、年度ごとになります。 「一連の治療」の途中でも、年度をまたぐ治療は、治療を受けた年度毎に申請してください。（No. 7、No. 8を参照） ※「一連の治療」とは、治療計画から採卵、体外受精・顕微授精、胚移植、妊娠に至るまでの1回の治療、又は、採卵を伴わない胚移植、妊娠確認の1回の治療のことを指します。	申請手続き
30	申請方法について	オンライン申請または郵送申請です。	申請手続き
31	申請に必要な書類について	以下の書類が必要になります。 1. 新潟市不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号） 2. 新潟市不妊治療費助成事業受診証明書（別記様式第2号） 3. 振込先の口座情報（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人）が分かるものの写し 4. 高額療養費や付加給付額等が記載された関係書類の写し ※該当する方のみ 5. 事実婚関係に関する申立書（別記様式第3号） ※必要な方のみ 6. 夫婦であること・重婚でないことを証する書類（戸籍謄本または戸籍抄本） ※必要な方のみ 4～6の書類が必要かどうかは、本市ホームページにてご確認ください。 ※オンライン申請の場合は、申請書の記載は不要です。電子申請フォームに直接入力してください。	申請手続き
32	夫婦どちらが申請者になっても良いですか。	申請者は、受診者（不妊治療を受けた方）になります。また、申請者は、申請時に新潟市に住民登録がある方です。	申請手続き

新潟市不妊治療費助成事業に関するQ&A

R7. 6. 1現在

NO	質問事項	回答	カテゴリー
33	金融機関の口座名義は夫婦どちらでも良いですか。	申請者と同一としてください。	申請手続き
34	医療機関を受診した際の領収書・明細書の提出はしなくていいのですか。	提出は必要ではありません。治療金額は医療機関にて発行された受診証明書をもって確認します。ただし、証明書の内容に疑義が生じた場合は、領収書及び明細書の提出を求める可能性がありますので、申請後も保管をお願いします。	申請手続き
35	医療機関から受け取った受診証明書の押印がありません。このまま提出しても大丈夫ですか。	受診証明書の医療機関等の記載は、主治医の自署又は記名押印となりますので、自署以外は、押印が必要です。	申請手続き
36	事実婚夫婦が申請の時に必要な書類は何ですか。	事実婚の場合は、重婚していないかの確認と、治療の結果、妊娠・出産に至った場合に出生した子について認知する意向の有無の確認が必要となるため、夫婦それぞれの戸籍抄本と「事実婚関係に関する申立書」を提出してください。	申請手続き
37	夫婦の住所が異なる場合に必要な書類は何ですか。	申請者の戸籍謄本または夫婦それぞれの戸籍抄本が必要です。	申請手続き
38	戸籍謄本・戸籍抄本は、いつのものが必要ですか。	受付日時時点で発行日から3か月以内かつ最新のものがが必要です。	申請手続き
39	戸籍謄本や戸籍抄本、住民票は、コピー機で複写したものでも申請は可能ですか。	コピーでの申請は不可です。区役所やコンビニエンスストア等で取得いただいた原本を提出してください。オンライン申請の場合でも、コピーやスキャンデータでは、「複写」の文字が写りますので、必ず原本を撮影した画像を添付してください。	申請手続き
40	外国籍の夫婦なので、戸籍がありません。婚姻関係の証明はどうしたらよいですか。	婚姻関係が確認できない場合は、婚姻届受理証明書（日本国内で発行されたもの）や、婚姻証明書（婚姻が成立した国で発行されたもの）および日本語訳文など、婚姻関係が確認できる書類の提出が必要になります。外国籍の方で事実婚の場合は、重婚でないことを確認するための戸籍謄本に代わるものとして、独身証明書（婚姻要件具備証明書）を提出してください。	申請手続き
41	どのように申請すればよいですか。	オンライン又は郵送で申請できます。 オンライン申請は、申請書は不要で電子申請フォームに直接入力できます。申請書以外の書類は 全て写真撮影した画像を添付 して申請することが可能です。新潟市ホームページ（新潟市不妊治療費助成事業）の電子申請フォームまたはチラシの二次元コードから必要事項を入力し、申請書以外の書類の画像を添付し送信することで、申請完了となります。 郵送の場合は、必要書類を新潟市こども家庭課母子保健グループ宛てに送付してください。特定記録郵便等、なるべく記録の残る送付方法でお送りください。普通郵便で送付した際の郵送事故等については、責任を負いかねます。郵送事故等により申請期限に間に合わなかった場合、申請受付はできかねますのでご留意の上で送付ください。 送付先：〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市こども家庭課 母子保健グループ宛て	申請手続き
42	提出書類の画像添付について	書類1枚が画像1枚に収まるように撮影してください。撮影する際は、端の方の文字が見切れてしまったり文字が小さく写る恐れがありますので、なるべく明るい場所でフレームからはみ出ないよう、また、文字が読み取れるよう鮮明な画像となるよう注意して撮影してください。	申請手続き
43	必要書類の発行が遅れていて、申請期限に間に合いそうにありません。どうしたらよいですか。	医療機関等の受診証明書や高額療養費や付加給付を申請していることで関係書類が、年度末までに間に合わない場合は、新潟市こども家庭課まで必ず電話またはメールでご連絡ください。また、申請書（別記様式第1号）は申請期限までにこども家庭課の下記のメールアドレスまたは郵送にて送付してください。 連絡なく申請期限を超過した場合は、受付できません。 【こども家庭課】 電 話：025-226-1205、E-mail：kodomo.k@city.niigata.lg.jp 送付先：〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市こども家庭課 母子保健グループ宛て 【申請期限】 治療を受けた年度の年度末（3月31日）までに申請してください。	申請手続き

新潟市不妊治療費助成事業に関するQ&A

R7. 6. 1現在

N0	質問事項	回答	カテゴリー
44	申請後に記入間違いや添付書類漏れなどの不備がありました。どうしたらよいですか。	ご自身で気づかれた場合は、新潟市こども家庭課まで電話またはメールでご連絡ください。 こちらで書類審査中に不備を確認した場合は、申請時の電話番号または申請者のメールアドレスにご連絡します。 正しい書類・不足書類を新潟市こども家庭課にメールまたは郵送で提出してください。 【こども家庭課】 電 話 : 025-226-1205、E-mail : kodomo.k@city.niigata.lg.jp 送付先 : 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市こども家庭課 母子保健グループ宛て	申請手続き
45	新潟市が審査に必要な範囲で、「住民基本台帳を閲覧すること」に同意しない場合は、どうしたらよいですか。	申請書の表面上段にある該当部分に二重線を引き、申請者本人の住民票の写し（「夫婦両方とも記載あり、世帯主、続柄記載あり、マイナンバー記載なし」のもの、受付日時点で発行日から3か月以内かつ最新のものを）を添付して申請してください。 ただし、「他の自治体における助成状況を照会すること」、「他の自治体からの照会に回答すること」、「治療状況に関して実施医療機関に照会すること」に同意しない場合は、申請できません。	申請手続き
46	助成金の振込時期はいつごろになりますか。	申請日から振込みまでは、概ね2～3か月程度かかります。申請受付後、書類の審査を行い、決定通知書を郵送にてお送りします。支払予定日は、承認決定通知書に記載しています。なお、年度末は、さらに時間を要しますので予めご了承ください。	助成金の支給